

公益社団法人日本カーリング協会 役員報酬・退職金に関する規定

第1条 この規定は、定款第19条に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 この法人の役員はその在任中報酬を受けず、退職時においても退職金は支給されない。

付則

(1) 本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(2) 平成15年4月1日制定、同日施行